監督命令

平成２３年（再）第９２号

千葉県市川市八幡１丁目17番２―501号

再生債務者　木村　静霞

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　東京都港区虎ノ門１―１―20虎ノ門実業会館８階　元木・上野法律会計事務所　弁護士　上野　　保

平成23年11月29日

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第９３号

栃木県那須塩原市鍋掛1087番地1074

再生債務者　株式会社みつわランドリー

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　東京都中央区銀座８―９―11　銀座天國ビル４階　ひいらぎ総合法律事務所　弁護士　三枝　知央

平成23年11月30日

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第３号

京都府宇治市菟道西隼上り３番地

再生債務者　株式会社アイビー

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　京都市中京区堺町通御池下る　吉岡御池ビル８階　弁護士法人みやこ法律事務所　弁護士　橋本　皇玄

平成23年11月30日

京都地方裁判所第５民事部

再生手続開始

平成２３年（再）第４号

埼玉県加須市北平野263番地１、登記簿上の本店所在地栃木県栃木市藤岡町中根728番地

再生債務者　株式会社ダイヤ整環

１　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年12月27日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成24年２月７日から平成24年２月14日まで

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（再）第９０号

東京都江戸川区松江１丁目22番14号

再生債務者　東金属株式会社

１　決定年月日時　平成23年11月30日午後４時

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年１月６日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成24年１月19日から平成24年１月26日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第２号

横浜市中区山下町23番地

再生債務者　セントラルビル株式会社

１　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年１月20日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成24年２月17日から平成24年３月２日まで

横浜地方裁判所第３民事部

再生債権の特別調査期間

平成２３年（再）第６２号

千葉県市川市東菅野３丁目20番１号

再生債務者　藤本　和巳

特別調査期間　平成24年１月５日から平成24年１月６日まで

平成23年11月29日

東京地方裁判所民事第20部

事業譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可

平成２３年（再）第５８号

千葉県東金市小野110番地

再生債務者　株式会社三宅孵卵場

決定の要旨　平成23年11月14日付け事業譲渡許可申請書にかかる事業譲渡について会社法467条１項２号に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。

平成23年11月30日

東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２３年（再）第６２号

千葉県市川市東菅野３丁目20番１号

再生債務者　藤本　和巳

１　決議に付する再生計画案　平成23年11月14日付け再生債務者提出の再生計画案

２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの

３　債権者集会

⑴　期日　平成24年１月10日午後４時

⑵　会議の目的　再生計画案の決議

４　書面投票期間　平成24年１月４日まで

５　議決権不統一行使の通知期限　平成23年12月27日

平成23年11月28日

東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

平成２３年（再）第４４号

東京都渋谷区千駄ヶ谷３丁目53番２号

再生債務者　株式会社フォー・アンド・コレー

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。

平成23年11月29日

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第４７号

東京都荒川区東尾久３丁目20番10号

再生債務者　斎藤電気工事株式会社

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。

平成23年11月29日

東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２０年（再）第１２７号

東京都江戸川区篠崎町７丁目22番18号

再生債務者　有限会社ディーシーティー

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。

平成23年11月30日

東京地方裁判所民事第20部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２３年（再）第７１号

東京都中央区日本橋小網町18番11号、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区上落合２丁目28番７号

再生債務者　シルバー精工株式会社

１　主文　本件再生手続を廃止する。

再生債務者について保全管理人による管理を命ずる。

２　保全管理人　東京都中央区八重洲１―７―15　大川ビル　大川法律事務所　弁護士　大川　康平

３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法191条１号に定める事由がある。

平成23年11月28日

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第２８３号

千葉県市原市八幡164番地

再生債務者　川島佐季子

１　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年12月20日まで

４　一般異議申述期間　平成24年１月４日から平成24年１月17日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（再イ）第２８２号

千葉県市原市五井中央東２丁目18番地22　イーストコート２号館309

再生債務者　内田　幸男

１　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年12月21日まで

４　一般異議申述期間　平成24年１月４日から平成24年１月18日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（再イ）第５１号

相模原市南区上鶴間本町１丁目19番17―401号

再生債務者　小林　　博

１　決定年月日時　平成23年11月30日午前11時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年12月21日まで

４　一般異議申述期間　平成24年１月４日から平成24年１月11日まで

横浜地方裁判所相模原支部